

事務連絡
令和6年4月18日

障がい児通所支援事業所 管理者 様

志木市福祉部共生社会推進課長

障がい児通所支援に係る障害児通所支援事業の個別サポート加算Ⅰの請求について（通知）

障がい福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年3月15日に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示が公布され、障害児通所支援事業の個別サポート加算Ⅰの要件等が変更されました。本市では以下のとおり取扱いますので、各障がい児通所支援事業所におかれましては、令和6年4月サービス提供分以降の請求について下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

記

1 児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）要件の変更

- ① 重症心身障がい児
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている児童
- ③ 療育手帳[Ⓐ]またはAの交付を受けている児童
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている児童

【市での取り扱い】

児童発達支援の個別サポート加算（Ⅰ）の要件を満たす対象児童については、4月下旬までに市が把握している範囲で対象者が利用している事業所へ個別に連絡をします。また、対象者には4月下旬に「個別サポート加算（Ⅰ）(R6.4.1~)」と記載のある受給者証シールを送付しますので、保護者から受給者証の提示を受け記載を確認してください。

なお、今回要件が改正されたことに伴い非該当になった児童に対しては、特段の処理はしません。これまでの個別サポート加算（Ⅰ）は請求をしてもエラーになりますので、4月分以降は非該当となった人について請求をしないよう注意してください。

2 放課後等デイサービスの個別サポート加算（Ⅰ）（重度）新設に伴う変更

調査の結果が次の場合、それぞれ「著しく重度の障がい児」、「ケアニーズの高い障がい児」と区別して決定する。

① 個別サポート加算（Ⅰ）（重度）：「著しく重度の障がい児」

日常生活動作（食事、排せつ、入浴及び移動）に関する項目のうち、3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。

② 個別サポート加算（Ⅰ）：ケアニーズの高い障がい児に該当

270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の個別サポート欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。

【市での取り扱い】

個別サポート加算（Ⅰ）（重度）の要件を満たす対象児童については、4月下旬までに市が把握している範囲で対象者が利用している事業所へ個別に連絡をします。また、対象者には4月下旬に「個別サポート加算（Ⅰ）（重度）」と記載のある受給者証シールを送付しますので、保護者から受給者証の提示を受け記載を確認してください。

なお、ケアニーズの高い障がい児に該当する、放課後等デイサービスの「個別サポート加算（Ⅰ）」に該当する児童については、特段の処理はしません。4月分以降も従来までと同様の加算コードで請求が可能です。

3 留意事項

- ・令和6年報酬改定に伴う加算の詳細については、厚生労働省告示等をご確認ください。
- ・放課後等デイサービスの個別サポート加算（重度）の決定に疑義が生じる児童については、事業所から保護者へご説明いただき、共生社会推進課に申請いただくよう依頼してください。

担 当：障がい者福祉グループ 森山

電 話：048-473-1449

FAX：048-471-7092

メール：fukushi-syougai@city.shiki.lg.jp